

中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい経済情勢の中で新型コロナウイルスの世界的な感染蔓延が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働いている。この難局を乗り越えるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げることが不可欠である。

2020年度の地域別最低賃金の改定は、最高額の東京都で時給1,013円、新潟県では時給831円、最低額は時給792円に過ぎない。毎日8時間働いても、年収で120万円から150万円である。さらに、地域別であるがゆえに新潟県と東京都では、同じ仕事でも時給182円もの格差がある。このことが若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながり、地方自治体の税収が減少して行政運営にも影響が出ている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国において最低水準である。また、ほとんどの国では全国一律制をとっている。これを実現するために、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなどの具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えていることから、日本でも中小企業に対して、具体的に十分かつ使いやすい支援策を拡充する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会にすべきである。

よって、国においては、下記事項を確実に実現されるよう、強く求める。

記

労働者の賃金を引き上げながらも経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

新潟県佐渡市議会議員 佐藤 孝